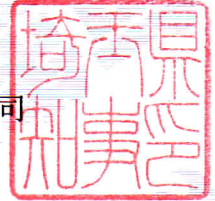


建管第10-22号
平成27年6月11日

(株)細田商店
代表取締役 細田 傳造 様

埼玉県知事 上田 清司



解体工事業の登録について（通知）

平成27年5月14日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり登録したので同法第23条第2項の規定に基づき通知します。

記

登録番号
登録の有効期間

埼玉県知事（登-27）第622号
平成27年6月17日から平成32年6月16日まで

(注) 登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：平成32年5月17日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)